## 田島地区複合施設整備等事業 入札参加資格に関する質問と回答

いただいた質問に対する回答は次のとおりです。

ページ	入札説明書記載内容	質問	回答		
	ウ 入札参加希望者の参加資格要件(業務別) (エ)建設業務を行う者				
		大師地区複合施設等整備事業の入札説明書では建設業務を行う者と解体撤去を行う者には左記のような条件はありませんでした。同じ整備・運営基本計画にもかかわらず、何故このように条件が変わるのでしょうか。ご教授願います。	「民間活用(川崎版 P P P)推進方針」(川崎市)において、「W T O 政府調達協定の適用対象外の事業については、技術的に困難な場合等を除き、市内事業者を構成員とすることを要件化すること」としております。本件の予定価格は、WTO政府調達協定の基準額を下回ることから、W T O 政府調達協定の適用対象外の事業となるため前述の推進方針に基づき、一般的な公共工事と同等の内容である建設業務について、市内事業者とすることを要件としたものです。 大師地区複合施設整備等事業につきましては、WTO政府調達協定の基準額が引き上げられる令和6年4月1日より前の令和6年3月末に入札公告予定であったことから、WTO政府調達協定の適用対象として市内事業者を構成員とすることの要件化は行わず、入札参加資格を設定しました。この入札参加資格を含む公募資料の一部を事前公表したところ、参加資格要件のうち実績要件について多数の意見があったことから、急遽見直しを行うこととしました。この対応のため入札公告を令和6年4月10日に延期したことから、WTO政府調達協定の適用対象からは外れることとなりましたが、市内事業者を構成員とすることの要件化については、市内企業の参画を審査項目として考慮していたこと、また、審査基準を含め見直すことは附属機関での審議を要し、事業スケジュールの大幅な遅延につながることから、事前公表した当初の設定どおり入札公告を行うこととしたものです。		
P.8 P.9		建設業務及び解体撤去業務を行う事業者を「市内」に限定すると、貴市の言う事業目的に反すると考えます。この資格要件では多くの事業者が参加出来ず、民間の創意工夫や経験、ノウハウ、資金、技術経営的能力を活用できません。これらを活用するのであれば、「市内」で限定するのはではなく、幅広く募集を募り、様々な提案を受けるため、大師地区複合施設等整備事業と同様の参加資格要件にして頂けないでしょうか。			
		地域区分「市内」で登録されていることとあるが、地域区分「市内」に限定せず「市内・準市内・市外」も可として頂けませんでしょうか。	前述の回答をご参照ください。		
	年度競争入札資格有資格者名簿に 地域区分「市内」で・・・以下省略。 b 令和5・6年度競争入札参加	建設業務のうち、市内本社の業種建築、9 2 0点の制約がありますが、これを電気工事業者を市内本社、空調衛生工事を市内本社、建築工事を市外業者として、建設業務共同企業体を組成しようと考えております。 参加資格要件の変更をお願いします。	前述の回答をご参照ください。		
	有資格社名簿において業種「建築」 種目「一般建築」に登録されていること。また、経営事項審査の総合評定値が920点以上の者であること。	質問No1 (上欄) に重複する形となりますが、令和元年度 第2回川崎市民間活用推進委員会において 資料6 市内事業者の民間活用事業への参加促進等に係る方策 (案) (PDF形式, 668.87KB)が示されております。 これによると、 3. PPP/PFI事業における取組の方向性 枠組み内 (3) PPP事業協力者等として市内事業者が参画する場合の事業者選定時の加点等の配慮 ● WTO政府調達協定適用対象外の事業の場合、技術的に困難な場合等を除き、市内事業者を構成企業とすることを要件化する。とございます。 建築 (ゼネコン) のみを市内に限定してしまうと弊社のような市内設備工事業者 (サブコン) 出る幕がありません。重ねてのお願いとなりますが、様々な形での参画ができるよう参加資格要件の変更をお願いします。	前述の回答をご参照ください。 なお、「電気」「空調・衛生」等の業種については、協力企業としての参加を想定しており、特段の制限は設けていません。		

ページ	入札説明書記載内容	質問	回答
	年度競争入札資格有資格者名簿に 地域区部「市内」で登録されていること。 b 令和5・6年度競争入札参加有 資格社名簿において、業種「建築」 種目「一般建築」に登録されていること。また、経営事項審査の総合評定 値が920点以上の者であること。	参加資格要件を市内業者限定とされておりますが、全国的に見てもPPPやPFI事業においてこのような例は、ほとんどないものと考えます。また、市内業者には、建設業者の他に、電気工事業者、空調衛生業者もおります。建設業者のみを「市内」と限定されてしまいますと、電気・空調衛生業者のPPP・PFIの参加機会の幅は無くなってしまいます。電気及び空調衛生の市内業者が構成員となっていれば参加できるよう配慮いただけないでしょうか。  事業の目的である、市民ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や財政負担の軽減を図るためには、より多くの民間事業者から提案(技術力や経営能力)を引き出す必要があると考えますが、(案)となっている要件では参加できる業者がかなり限られてしまいます。 競争性を担保するためにも、参加資格要件を緩和すべきと考えます。 建設業務を行う者と解体撤去業務を行う者の参加資格要件から、「市内」という括りを無くしていただけないでしょうか。	前述の回答をご参照ください。
P.8 P.9	年度競争入札資格有資格者名簿に 地域区分「市内」で登録されていること。 b.令和5・6年度競争入札参加有 資格社名簿において・・・また、経営 事項審査の総合評価点が920点以 上の者であること。 c.平成21年(2009年)4月1日以 降から参加表明書の受付締切日ま でのあいだに完成した新築工事で・・・ ①2階建て以上で延べ面積2,000 ㎡以上の規模を有する施設	PPP/PFI事業において、施設整備管理業務、設計業務、監理業務、建設業務、解体撤去業務等を全国的にも地元業者(市内)限定の事例はほぼ無いと認識しています。かつ今回の案件は建設事業と解体事業のみ市内限定とされております。 PPP/PFIとは、民間の創意工夫等を活用し財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るものと理解しております。したがって、今回の参加要件では、十分な競争性とノウハウの活用が担保されません。 川崎市におけるPPP/PFIの過去の事例において「市内業者を1社構成員に入れる」等はございましたがすべて市内業者とする事例はなかったとの認識をしております。 今回の参加要件は、入札説明書(案)(4)事業の目的に合致していません。 当コンソシアムは、「市内」業者と「市外」業者の各社が協力しあい、今までに蓄積した経験、ノウハウを十分に発揮し、よりよい事業として仕上げるべく「施設整備管理業務」を「準市内」、「設計業務」「監理業務」を「市内」、「建設業務」のうち建築工事を「市外」、電気工事を「市内」、空調衛生工事を「市内」、また「解体撤去工事」を「市内」と「市内」の共同企業体によって業務の推進を計ろうと考えております。 上記を鑑みまして大師地区複合施設整備等事業と同じように建設事業と解体事業の市内業者限定を無くし、参加要件を変更すべきと考えますが、如何でしょうか。	

ページ	入札説明書記載内容	質問	回答
	ウ 入札参加希望者の参加資料		
	(オ)解体撤去業務を行う者		
		大師地区複合施設等整備事業の入札説明書では建設業務を行う者と解体撤去を行う者には左記のような条件はありませんでした。同じ整備・運営基本計画にもかかわらず、何故このように条件が変わるのでしょうか。ご教授願います。	「民間活用(川崎版 P P P)推進方針」(川崎市)において、「W T O 政府調達協定の適用対象外の事業については、技術的に困難な場合等を除き、市内事業者を構成員とすることを要件化すること」としております。本件の予定価格は、WTO政府調達協定の基準額を下回ることから、W T O 政府調達協定の適用対象外の事業となるため前述の推進方針に基づき、一般的な公共工事と同等の内容である解体撤去業務について、市内事業者とすることを要件としたものです。 大師地区複合施設整備等事業につきましては、WTO政府調達協定の基準額が引き上げられる令和6年4月1日より前の令和6年3月末に入札公告予定であったことから、WTO政府調達協定の適用対象として市内事業者を構成員とすることの要件化は行わず、入札参加資格を設定しました。この入札参加資格を含む公募資料の一部を事前公表したところ、参加資格要件のうち実績要件について多数の意見があったことから、急遽見直しを行うこととしました。この対応のため入札公告を令和6年4月10日に延期したことから、WTO政府調達協定の適用対象からは外れることとなりましたが、市内事業者を構成員とすることの要件化については、市内企業の参画を審査項目として考慮していたこと、また、審査基準を含め見直すことは附属機関での審議を要し、事業スケジュールの大幅な遅延につながることから、事前公表した当初の設定どおり入札公告を行うこととしたものです。
		建設業務及び解体撤去業務を行う事業者を「市内」に限定すると、貴市の言う事業目的に反すると考えます。この資格要件では多くの事業者が参加出来ず、民間の創意工夫や経験、ノウハウ、資金、技術経営的能力を活用できません。これらを活用するのであれば、「市内」で限定するのはではなく、幅広く募集を募り、様々な提案を受けるため、大師地区複合施設等整備事業と同様の参加資格要件にして頂けないでしょうか。	今回一部資料の事前公開を行いました、田島地区複合施設整備等事業につきましては、WTO政府調達協定の適用対象外の事業であることから、市の方針に基づき要件の設定をしていることについて御理解いただきますようお願いいたします。
		地域区分「市内」で登録されていることとあるが、地域区分「市内」に限定せず「市内・準市内・市外」も可として頂けませんでしょうか。	前述の回答をご参照ください。
		参加資格要件を市内業者限定とされておりますが、全国的に見てもPPPやPFI事業においてこのような例は、ほとんどないものと考えます。また、市内業者には、建設業者の他に、電気工事業者、空調衛生業者もおります。建設業者のみを「市内」と限定されてしまいますと、電気・空調衛生業者のPPP・PFIの参加機会の幅は無くなってしまいます。電気及び空調衛生の市内業者が構成員となっていれば参加できるよう配慮いただけないでしょうか。 事業の目的である、市民ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や財政負担の軽減を図るためには、より多くの民間事業者から提案(技術力や経営能力)を引き出す必要があると考えますが、(案)となっている要件では参加できる業者がかなり限られてしまいます。 競争性を担保するためにも、参加資格要件を緩和すべきと考えます。 建設業務を行う者と解体撤去業務を行う者の参加資格要件から、「市内」という括りを無くしていただけないでしょうか。	前述の回答をご参照ください。
		PPP/PFI事業において、施設整備管理業務、設計業務、監理業務、建設業務、解体撤去業務等を全国的にも地元業者(市内)限定の事例はほぼ無いと認識しています。かつ今回の案件は建設事業と解体事業のみ市内限定とされております。 PPP/PFIとは、民間の創意工夫等を活用し財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るものと理解しております。したがって、今回の参加要件では、十分な競争性とノウハウの活用が担保されません。 川崎市におけるPPP/PFIの過去の事例において「市内業者を1社構成員に入れる」等はございましたがすべて市内業者とする事例はなかったとの認識をしております。 今回の参加要件は、入札説明書(案)(4)事業の目的に合致していません。 当コンソシアムは、「市内」業者と「市外」業者の各社が協力しあい、今までに蓄積した経験、ノウハウを十分に発揮し、よりよい事業として仕上げるべく「施設整備管理業務」を「準市内」、「設計業務」「監理業務」を「市内」、「建設業務」のうち建築工事を「市外」、電気工事を「市内」、空調衛生工事を「市内」、また「解体撤去工事」を「市外」と「市内」の共同企業体によって業務の推進を計るうと考えております。 上記を鑑みまして大師地区複合施設整備等事業と同じように建設事業と解体事業の市内業者限定を無くし、参加要件を変更すべきと考えますが、如何でしょうか。	